

福島の復興・再生に向けた取組

2022年7月



復興庁

Reconstruction Agency

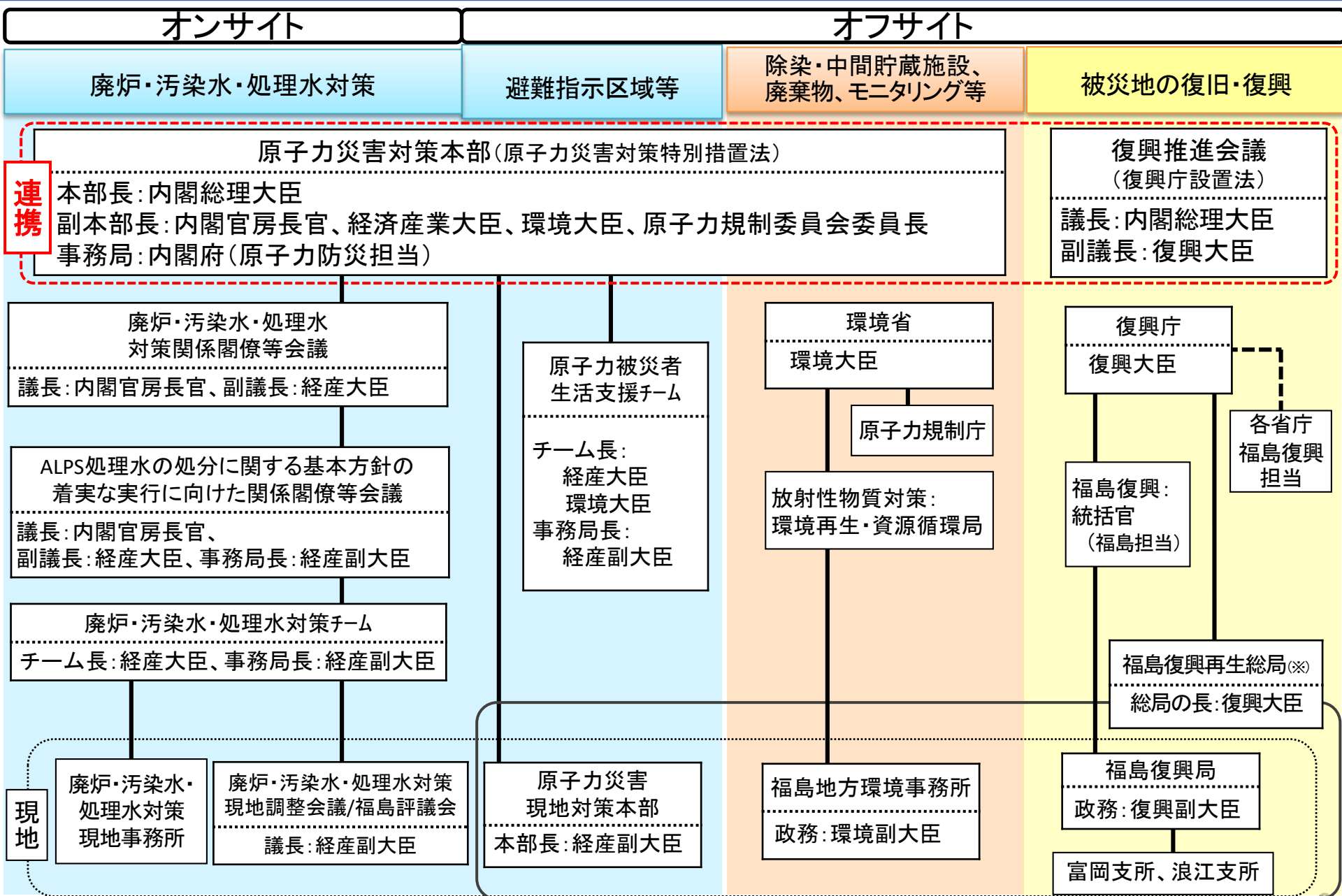
復興・創生 その先へ

目 次

福島復興に係る政府の体制	P2
避難指示区域に係る経緯	P4
避難指示解除地域における生活環境整備	P9
帰還困難区域の復興・再生	P16
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況	P23
産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組	P26
風評被害対策	P35
福島復興関連法制度・予算	P41

福島復興に係る政府の体制

福島復興に係る政府の体制



※2022年3月から福島復興再生総局構成員に東北農政局 (政務: 農水副大臣) が追加。

避難指示区域に係る経緯

避難指示区域に係る経緯

①避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

・警戒区域（福島第一から半径20km）

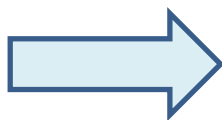
【原則立入禁止、宿泊禁止】

・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）

【立入可、宿泊原則禁止】

・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）

【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）

【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可

・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）

【立入可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】

・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）

【立入可、事業活動可、宿泊原則禁止】

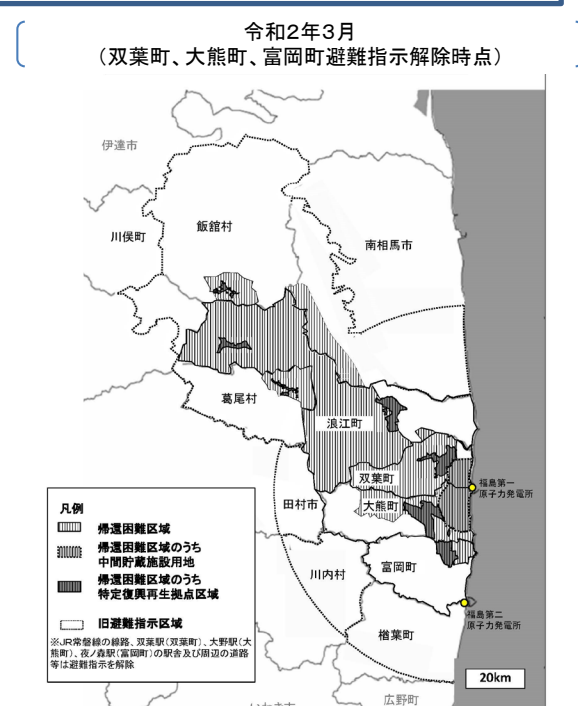
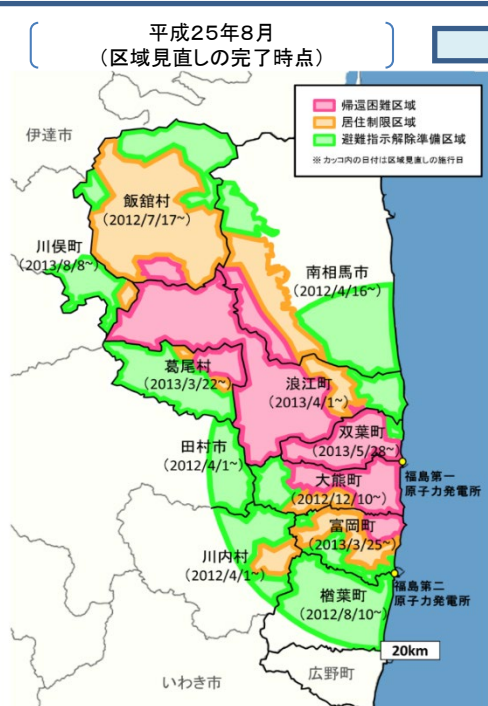
平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

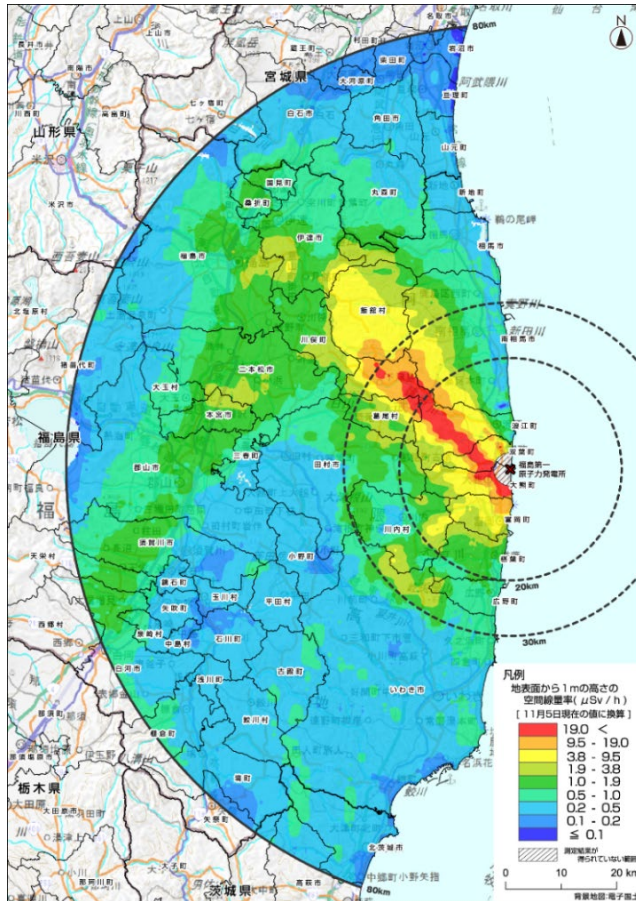
4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

6. 避難指示の解除

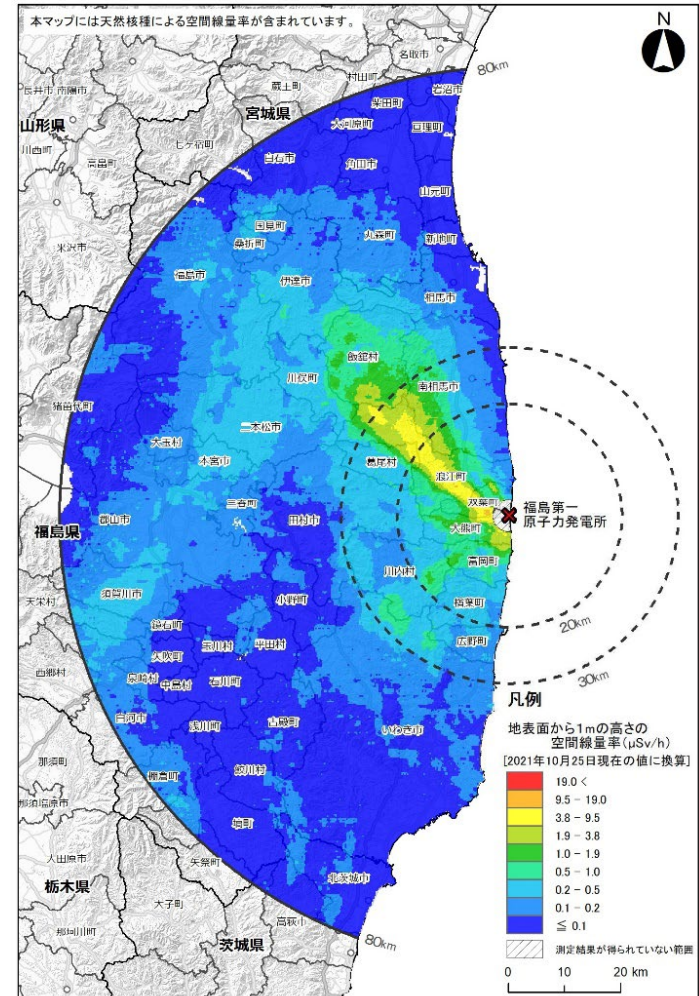
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



○ 測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向にある。



2011年11月5日時点の線量分布



2021年10月25日時点の線量分布

出典: 原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

避難指示区域に係る経緯

③避難者数・避難指示解除の状況

【避難者の状況】(2022年4月時点)

東日本大震災による福島県全体の避難者
約3.0万人

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者
約2.2万人

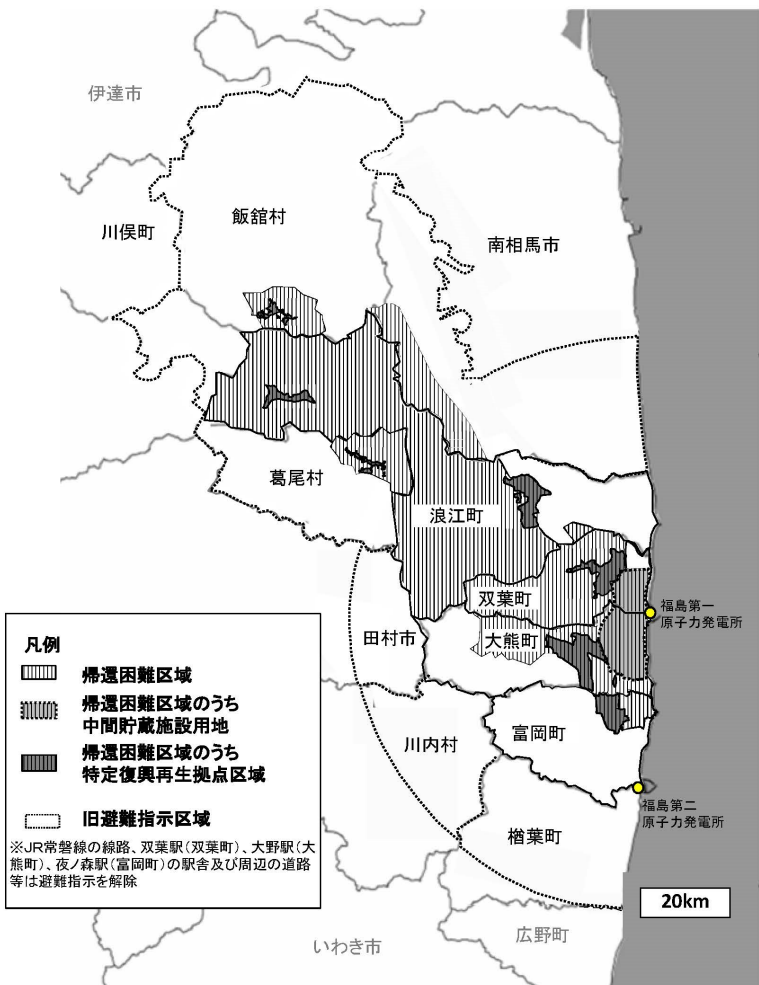
6町村の帰還困難区域

※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人

【最近の避難指示解除の状況】

(1) 田村市：2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除
(2) 檜葉町：2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除
(3) 葛尾村：2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市：2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(4) 飯館村：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(5) 川俣町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(6) 浪江町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(7) 大熊町：2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(8) 双葉町：2020年3月4日 特定復興再生拠点区域の一部解除、 避難指示解除準備区域を解除
(9) 大熊町：2020年3月5日 特定復興再生拠点区域の一部解除
(10) 富岡町：2020年3月10日 特定復興再生拠点区域の一部解除
(11) 葛尾村：2022年6月12日 特定復興再生拠点区域を解除
(12) 大熊町：2022年6月30日 特定復興再生拠点区域を解除

避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1788報：2022年5月12日)による。
・避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報(平成29年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計
※区域外及び旧避難指示区域の人数は、住民登録数であり避難者数ではない。

○避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

○避難指示の解除=復興の本格化

「檜葉町住民懇談会資料」(2015年6月)抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、檜葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

避難指示解除地域における生活環境整備

避難指示解除地域における生活環境整備

①生活環境整備の最近の状況

- 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組んでいる。

医療・介護・福祉

2018年4月 南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年4月 富岡町
24時間体制で地域の中核的な医療を担う
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年4月 大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくま
もみの木苑」開設
2021年2月 大熊町診療所 開所
2022年6月 浪江町
「ふれあい福祉センター」開設

ふたば医療センター



県営復興公営住宅「日和田団地」

住まい

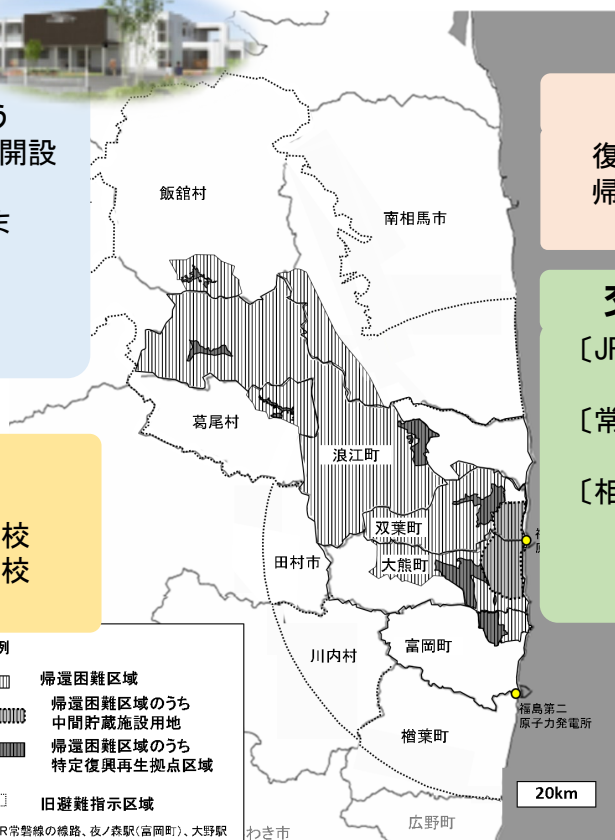
復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：
計画戸数453戸うち423戸完成

交通機関等

〔JR常磐線〕
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設
〔常磐自動車道〕
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月 「相馬IC～相馬山上JCT」開通
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年4月 全線開通

教育

小中学校再開：10市町村再開済
新規開校等：
2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
2020年4月 「いいたて希望の里学園」開校
2021年4月 「川内小中学園」開校



凡例
 避難困難区域
 避難困難区域のうち
中間貯蔵施設用地
 避難困難区域のうち
特定復興再生拠点区域
 旧避難指示区域
※JR常磐線の線路、夜ノ森駅(富岡町)、大野駅
(大熊町)、双葉駅(双葉町)の駅舎及び周辺の道
路等は避難指示解除済み

田ノ入工業団地
手前：リセラ
奥：大橋機産



働く場

2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月 楢葉町 楢葉北産業団地
「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
2020年3月 富岡町 富岡産業団地 第2期区画供用開始
2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働

買い物

2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開業
2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
2020年2月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開業
2020年8月 浪江町 道の駅「なみえ」開業(2021年3月全面開業)
2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業



道の駅「なみえ」



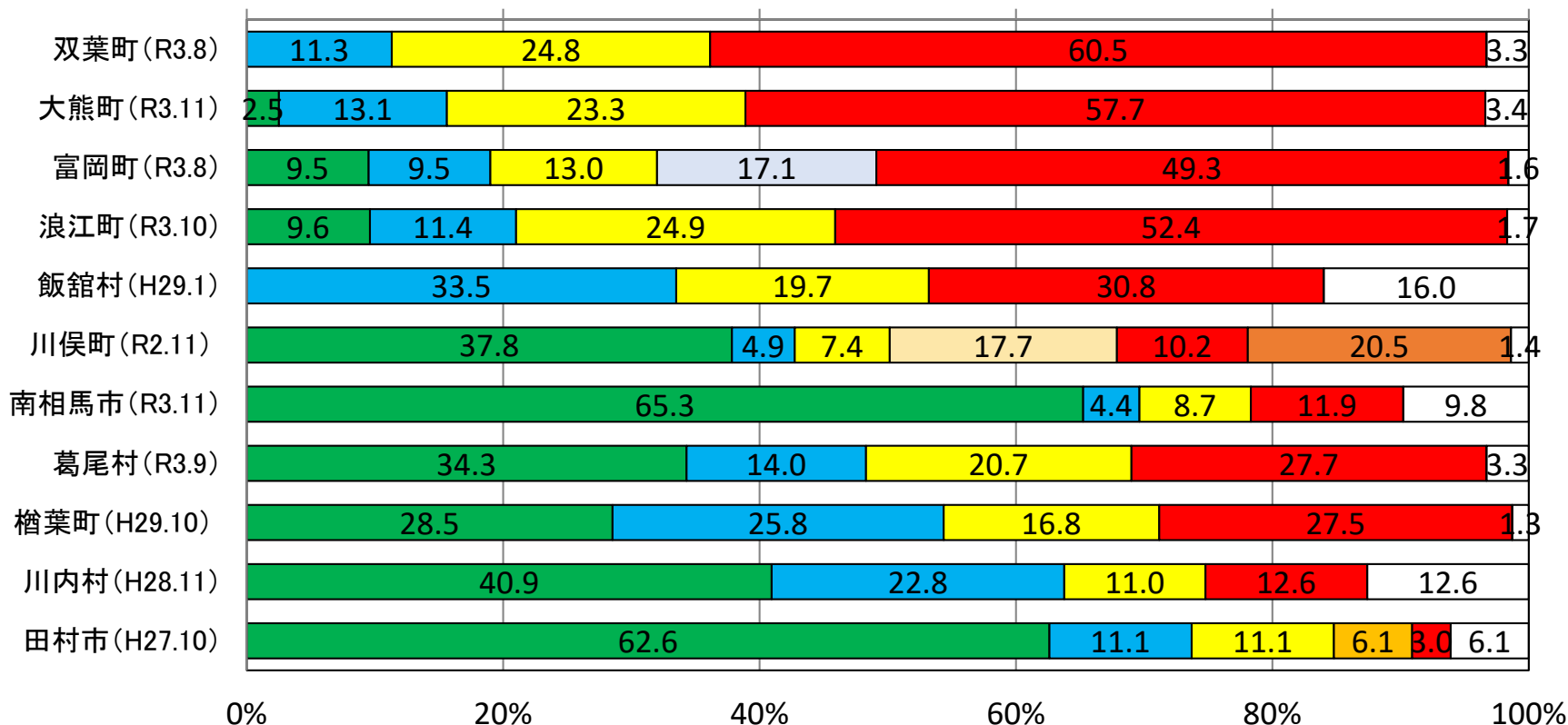
Jヴィレッジ駅開業式

避難指示解除地域における生活環境整備

②原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)

- 原子力災害により、避難されている住民の帰還に向けた意向等を把握するため、2012年度から実施。
- 福島県内の11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 戻りたいが戻れない
■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※復興庁・各市町村・福島県が共同で実施している「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成。

※()内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

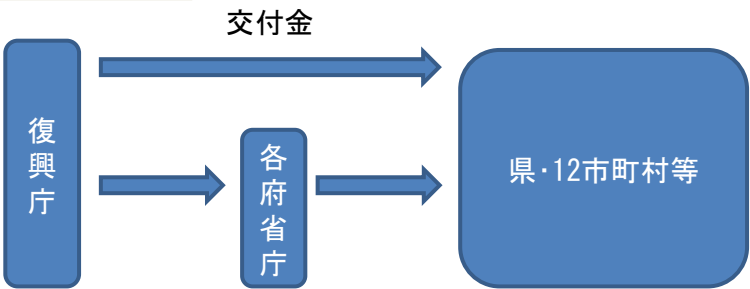
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。
- 長期避難者への支援から帰還環境の整備など復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島復興・再生を加速化する。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、早期帰還のための生活環境向上や町内の生活拠点の整備及び、新たな住民の移住・定住の促進等に資する施策を一括して支援することにより、福島復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1)対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村への早期帰還・移住・定住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

④移住・定住促進事業(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)の内数)

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる**移住人材の確保が必要**。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等と呼び込む戦略が必要。

➡ ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**、② ふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**、③ 12市町村が**広域的に連携する仕組み**を進めるとともに、④ 移住関心層への直接の後押しとして、個人支援金を給付。

➡ 令和4年度から、移住者の住宅確保支援を強化するため、移住者が居住用に空き家を賃借又は購入する場合の改修費等補助や移住者が入居する賃貸住宅の家賃低廉化補助について、交付金の対象事業として追加・拡充。

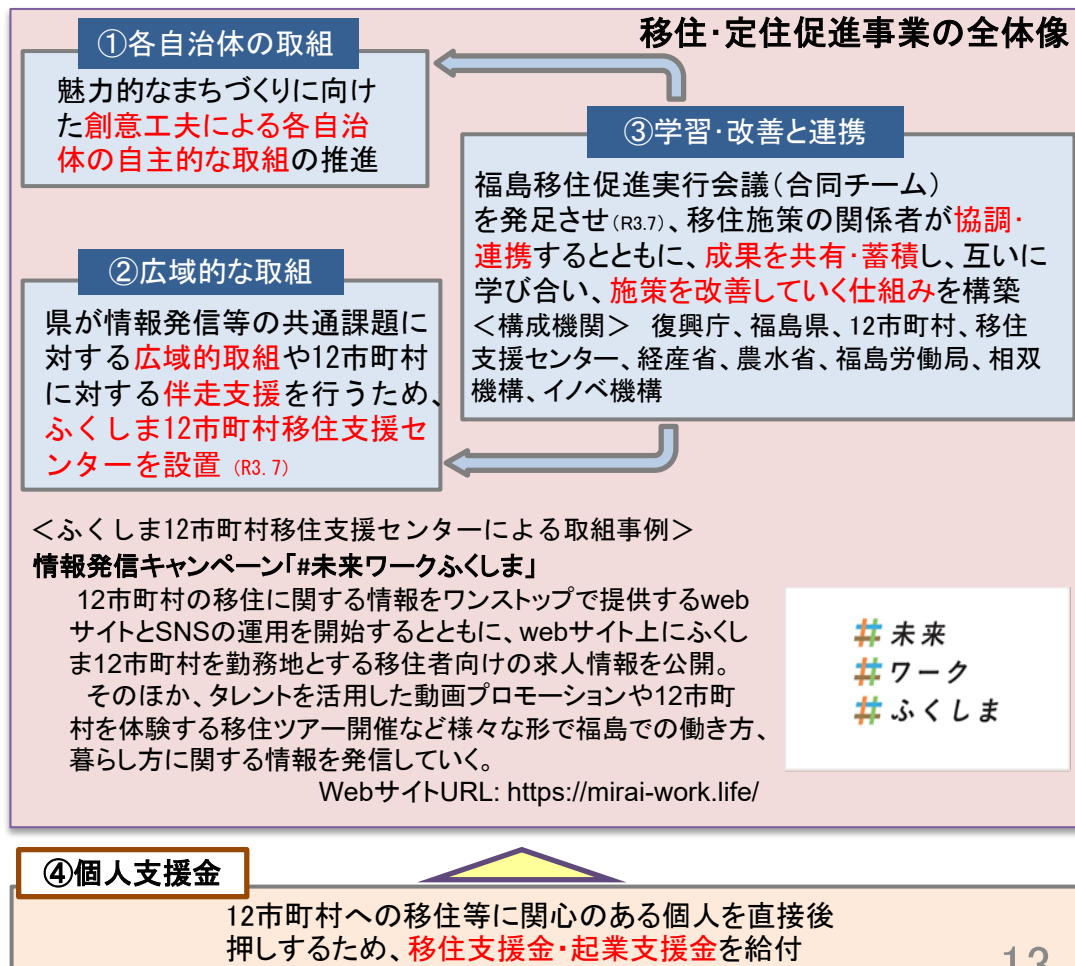
福島再生加速化交付金における支援措置

(1) 地方自治体の自主性に基づく事業への支援

- 福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づき実施する移住促進事業を交付金により支援
 - 【支援対象地域】 福島県の12市町村
 - 【事業費上限額】 原則：福島県8億円、市町村4億円
補助率3/4、残る地方負担分は震災特交を充当
 - 【支援対象施策】 移住・定住の促進
(コワーキングスペースや移住者が居住する空き家の改修など一定のハード事業も対象)

(2) 移住者等に対する個人支援

- 福島県外からの復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を給付(給付は福島県が実施)
 - ① 移住支援金
福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、就業・起業する者(最大200万円)
 - ② 起業支援金
①に加えて、福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、新たに起業する場合(最大400万円)



避難指示解除地域における生活環境整備

⑥福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

【令和4年度予算額 88億円】
【令和3年度予算額 91億円】

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

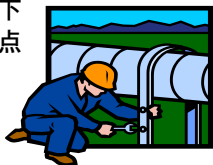
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



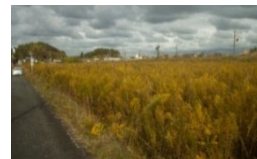
など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

避難指示解除地域における生活環境整備

⑦福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言 (平成27年7月30日策定、令和3年3月8日改定)

【平成27年提言策定】

平成27年、被災者が今後の見通しを得る一助とすべく、復興大臣の下に「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、目指すべき30-40年後の地域の姿を示す提言「**福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言**」を策定した。その際進捗を管理する観点から、中期的な目標年として令和2年(2020年)を設定し、具体的な課題と取組を提示した。これに基づき「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を毎年開催し、本提言のフォローアップを行ってきた。

【令和3年提言改定趣旨】

中期的な目標年である令和2年(2020年)を迎え、**これまでの復興の進捗や福島特措法の改正等を鑑み、更なる重点的な施策の実施と加速化が必要**なことから、令和3年3月に本提言を見直した。見直しに当たっては、**本提言の実現に向けた具体的な課題と取組は、福島県作成の福島復興再生計画に継承**されることとなった。

※関連予算として、本提言実現のための調査事業
(約1.2億円 令和4年度)がある

【福島12市町村の将来像に関する有識者検討会委員】 (令和3年3月)

- ◎ 大西 隆 東京大学・豊橋技術科学大学名誉教授
(都市工学。豊橋技術科学大学学長、
日本学術会議会長、東日本大震災復興構想会
議委員歴任)
- 家田 仁 政策研究大学院大学教授、東京大学名誉教授
- 内堀 雅雄 福島県知事
- 大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役会長
- 高島 宏平 オイシックス・ラ・大地(株)代表取締役社長
- 中村 良平 岡山大学大学院社会文化科学研究科
(経済学系) 特任教授
- 松永 桂子 大阪市立大学大学院経営学研究科准教授
- 山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長
(◎：座長、○：座長代理)

【令和3年提言】

本提言では、**移住・定住促進、交流・関係人口の拡大等の視点**を盛り込むとともに、**取り組むべき施策の選択と集中の観点**から、「**国内で選ばれる地域となるために努力すべき領域**」として**4分野**「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つ人材育成」、「復興に関する知見の体系化と活用」を提示した。

※同会議は終了したが、国及び県が12市町村からそれぞれの復興の実情を伺う場として、国、県の合同事務局の下、新たに「福島12市町村の復興・再生に関する懇談会」を令和4年5月29日に開催。

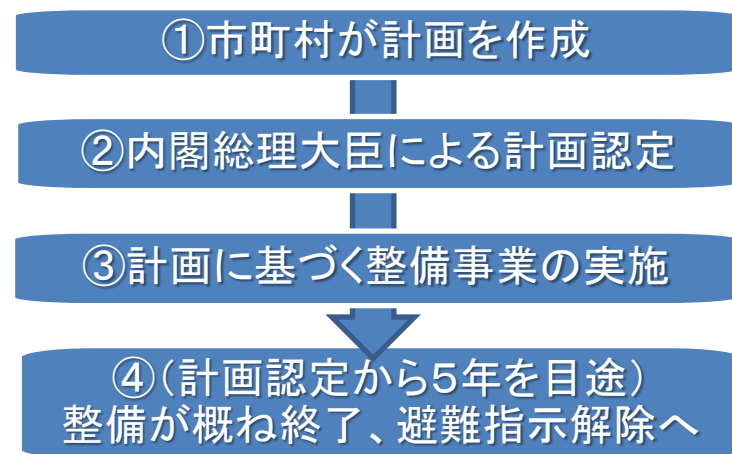
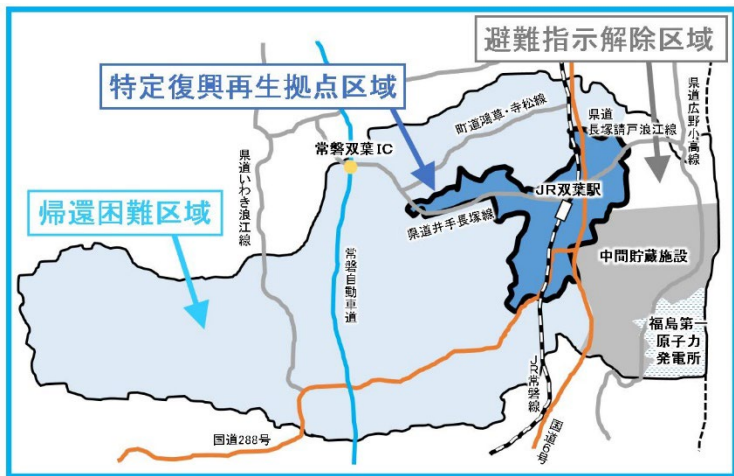
帰還困難区域の復興・再生

帰還困難区域の復興・再生

①特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例(双葉町)】



■計画の認定基準

項 目	内 容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切 ・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

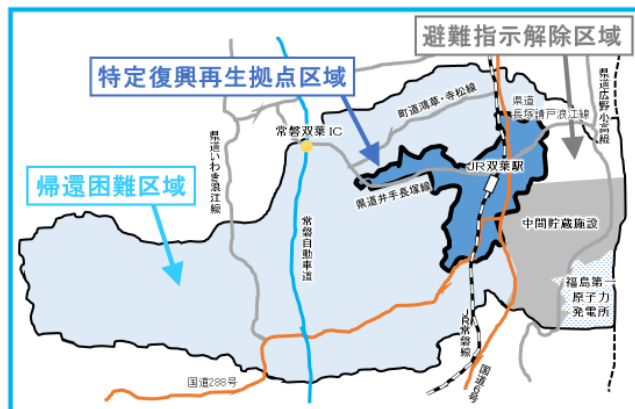
■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆帰還困難区域では適用できなかった「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 2022年（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。
- 2022年6月、葛尾村、大熊町で避難指示解除。

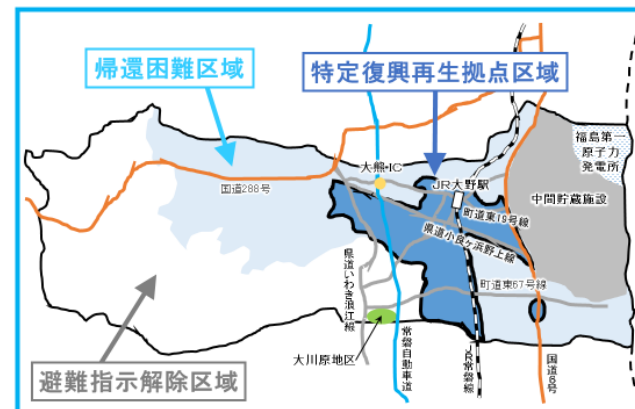
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、J R常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

大熊町（2017年11月10日認定）



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha　・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春
(2022年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

特定復興再生拠点区域の整備状況（2022年4月1日時点）

	特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況	
双葉町 2017.9.15認定	避難指示解除	○JR常磐線双葉駅周辺の一部区域：2020.3.4解除
	解体・除染	○解体：946件解体済、除染：概ね実施済み
	施設整備等	○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ：2020.3.7開通 ○JR常磐線双葉駅：2020.3.14開業 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2018.3.30都市計画決定、2019.10.1着工
大熊町 2017.11.10認定	避難指示解除	○JR常磐線大野駅周辺等の一部区域：2020.3.5解除
	解体・除染	○解体：1,296件解体済、除染：概ね実施済み
	施設整備等	○常磐自動車道大熊インターチェンジ：2019.3.31開通 ○JR常磐線大野駅：2020.3.14開業 ○下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2020.6.1都市計画決定、2022.3.12着工
浪江町 2017.12.22認定	解体・除染	○解体：319件解体済、除染：概ね実施済み
富岡町 2018.3.9認定	避難指示解除	○JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域：2020.3.10解除
	解体・除染	○解体：751件解体済、除染：概ね実施済み
	施設整備等	○JR常磐線夜ノ森駅：2020.3.14開業
飯舘村 2018.4.20認定	解体・除染	○解体：89件解体済、除染：概ね実施済み
	施設整備等	○環境再生事業：除去土壌再生利用技術等実証事業実施中
葛尾村 2018.5.11認定	解体・除染	○解体：47件解体済、除染：概ね実施済み

※除染は2022年1月末時点、解体は2022年3月末時点の実施数量

帰還困難区域の復興・再生

③特定復興再生拠点区域外に係る対応

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域についても、令和2年3月のJR常磐線運行再開にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部を解除。引き続き、2022年、2023年の同区域全域の解除に向けた取組を実施中。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。

(1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- ・ 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- ・ 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- ・ 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- ・ 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。(R3.8.31)

(2) 土地活用したいとの要望への対応

- ・ 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- ・ 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする、新たな仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。
(R2.12.25)

③特定復興再生拠点区域外に係る対応

- 令和3年8月31日、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を政府の基本的方針として決定。
- 今後、基本的方針に基づき、関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進。

（１）拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期するため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

（２）帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

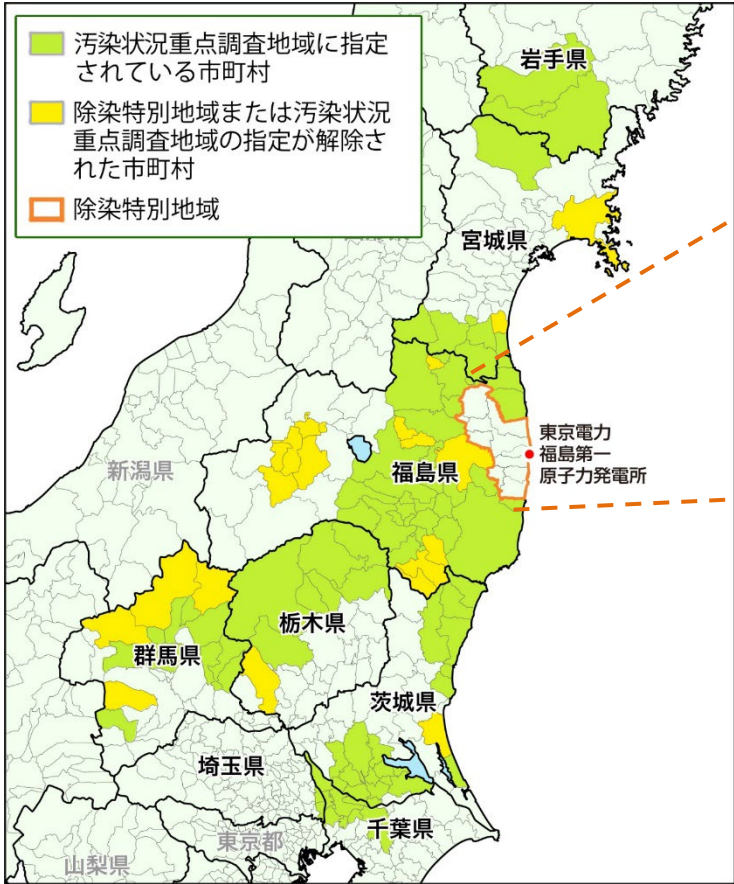
活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**

除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

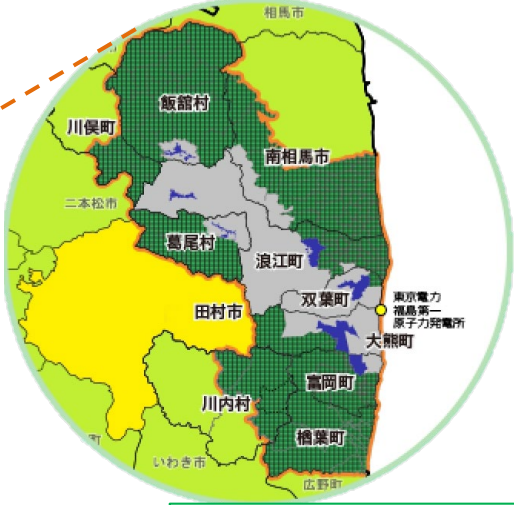
①除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**
帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染や家屋等の解体を実施中。
(拠点区域のうち、葛尾村は2022年6月12日に、大熊町は同月30日に避難指示が解除。
双葉町は2022年の、浪江町・富岡町・飯館村は来年春頃の避難指示解除を予定。)

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞



＜除染特別地域(国直轄除染)＞



汚染状況重点調査地域に指定されている市町村

除染特別地域または汚染状況重点調査地域の指定が解除された市町村

面的除染は平成30年3月19日完了

除染特別地域内面的除染完了避難指示解除

除染特別地域

帰還困難区域

特定復興再生拠点区域

	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域(11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

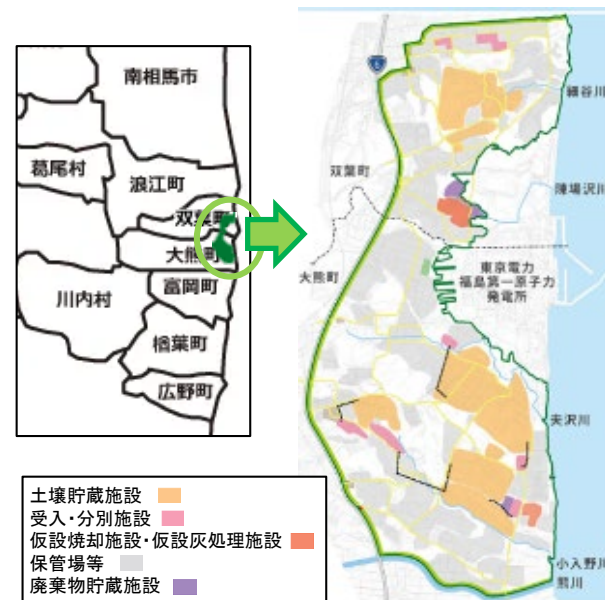
※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

②中間貯蔵施設について

1 中間貯蔵施設とは

○中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、**安全かつ集中的に管理・保管するための施設。**

○中間貯蔵施設区域は、大熊町(1,100ha)、双葉町(500ha)にまたがる**約1,600ha**(面積は渋谷区とほぼ同じ。)



土壌貯蔵施設
受入・分別施設
仮設焼却施設・仮設灰処理施設
保管場等
廃棄物貯蔵施設

2 事業の進捗状況

(1)用地取得状況

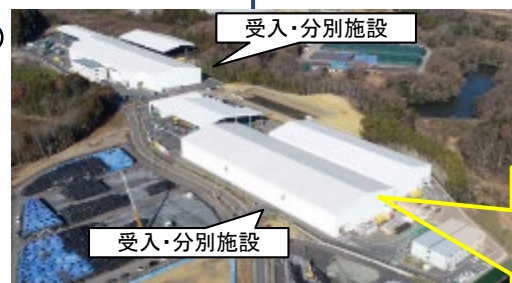
○2022年5月末までに契約済みの面積は全体の約8割(1,273ha)。

(2)輸送状況

○2015年3月から累計で**約1,307万m³の除去土壌等**(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設へ搬入(2022年5月末時点)

(3)施設整備状況

○2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。



受入・分別施設 外観(大熊町)



↑中間貯蔵施設情報サイト:環境省
(<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>)
を参考に復興庁にて作成

3 2022年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2022年1月18日公表)

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
- 特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

①福島イノベーション・コースト構想

- 平成26(2014)年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 平成29(2017)年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 令和元年12月、復興庁、経産省、福島県が産業発展の青写真をとりまとめ、これを受け、同法に基づく「重点推進計画を変更（翌年5月総理大臣認定）。同月の同法改正では、イノベ構想の推進を軸とした、産業集積の促進のための規定（イノベ税制、イノベ機構への国職員派遣規定、実証の相談援助規定）を設けた。
- 重点分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。福島ロボットテストフィールドが令和2年3月末に全面開所。世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設においても同月に水素の製造を開始。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が令和2年9月開館。入館者が約10万人超。（令和4年3月時点）
- 本構想をさらに発展させるため、「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構の新設に向けて、令和4年5月、福島復興再生特別措置法を改正。同年夏頃を目途に、本機構の研究開発等に係る基本計画を策定予定。

廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



楡葉遠隔技術開発センター

ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類をみない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summitの一部競技を開催（2021年10月実施）



福島ロボットテストフィールドドローンの試験飛行（南相馬市、浪江町）

エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業創出
- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組（無人走行トラクター）



ワンダーファームのトマト栽培

医療関連

航空宇宙

…令和2年5月に重点分野に追加

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

2021年3月現在

2 ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールド
(南相馬市原町区、浪江町)

2018年度 通信塔、試験用プラント開所
2019年4月 南相馬滑走路、ヘリポート開所
9月 研究棟開所
2020年3月 全面開所



福島ロボットテストフィールド



研究棟



日本郵便による実証実験



南相馬滑走路

4 農林水産

① 浜地域農業再生研究センター (南相馬市)
② 浜地域研究所 (相馬市)

③ 環境制御型施設園芸の導入推進
(大熊町、南相馬市、川内村、いわき市等)



いわき市の
トマト栽培



大熊町の
いちご栽培

④ 花き等の新たな生産振興
(葛尾村、川俣町、浪江町 等)



葛尾村の
胡蝶蘭栽培



川俣町の
アンスリウム栽培



浪江町の
トルコギキョウ栽培

⑤ 水産海洋研究センター (いわき市)
⑥ 水産資源研究所 (相馬市)



1 廃炉

JAEA関連施設

① 楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町)
② 廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町)
③ 大熊分析・研究センター (大熊町)



楡葉遠隔技術開発センター



廃炉環境国際共同研究センター
国際共同研究棟



大熊分析・研究センター
施設管理棟

④ 福島廃炉技術者研修センター (大熊町)

⑤ 環境放射線センター
(南相馬市原町区)

3 エネルギー・環境リサイクル

① 福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R)
(浪江町)



福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)
※東芝エネルギーシステムズ(株) 資料

② 再生可能エネルギー導入促進
(風力発電、太陽光発電等)



万葉の里風力発電所 (南相馬市)

③ スマートコミュニティの構築
(新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村)

新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村で
2020 年までに構築が完了

④ 石炭ガス化複合発電 (IGCC) プロジェクト
(広野町、いわき市)



東京電力/福島IGCCプロジェクト

情報発信

① 東日本大震災・原子力災害伝承館
(双葉町)

2020年9月 開所



東日本大震災・原子力
災害伝承館

【凡例】

● 廃炉 ● ロボット ● エネルギー ● 農林水産

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

②福島国際研究教育機構 基本構想(概要)[令和4年3月29日復興推進本部決定]

福島国際研究教育機構は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとするともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

機能

(1) 研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野の研究開発を実施。

(2) 産業化機能

- 機構発ベンチャー企業への出資等を通じ、産学連携体制を構築。
- 最先端の設備や実証フィールドの活用、大胆な規制緩和等により、国内外関係者の参画を推進。
- 戦略的な知的財産マネジメント等により、研究者のインセンティブを確保。

(3) 人材育成機能

- 連携大学院制度を活用。IAEA^(注1)等と連携し、廃炉現場にも貢献し得る国際研究者を育成。
- 高等専門学校との連携。小中高校生等が先端的な研究に触れる多様な機会を創出。
- 企業人材・社会人向けの専門教育やリカレント教育を通じ、産業化に向けた専門人材を育成。

(4) 司令塔機能

- 協議会を組織し、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限発揮。
- 研究の加速や総合調整を図る観点から、JAEA^(注2)・QST^(注3)・NIES^(注4)の放射性物質の環境動態研究に係る部分を機構に順次統合。福島ロボットテストフィールドの機構への統合に関して福島県と協議。農林水産業、エネルギー等の分野の関連予算を機構に集約。

(注1)国際原子力機関 (注2)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (注3)国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (注4)国立研究開発法人国立環境研究所

組織・運営

(1) 機構の組織

- 高度な研究開発等の知見とマネジメント能力を有する理事長の下で、分野横断的・融合的かつ戦略的・柔軟に研究開発等を進める。外部有識者によるアドバイザー体制を設ける。
- 機構の活動が本格的に軌道に乗った時点において、50程度の研究グループにより数百名の国内外の優秀な研究者等が参画することを想定。

(2) 人材確保・環境整備

- 他にはない特色ある研究テーマ、国際的に卓越した人材確保の必要性や成果・能力に応じて柔軟に設定した給与等の水準、若手や女性の積極的な登用、世界水準の研究にふさわしい設備など、研究者にとって魅力的な研究環境を整備。
- 毎年度の予算計上に当たっては、複数年にわたる研究開発等を円滑に実施できるよう、様々な手法の活用を検討。

(3) 財源措置等

- 機構が長期・安定的に運営できるよう必要な予算を確保。復興特区終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める。
- 機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、必要な税制上の措置を検討。

施設・立地

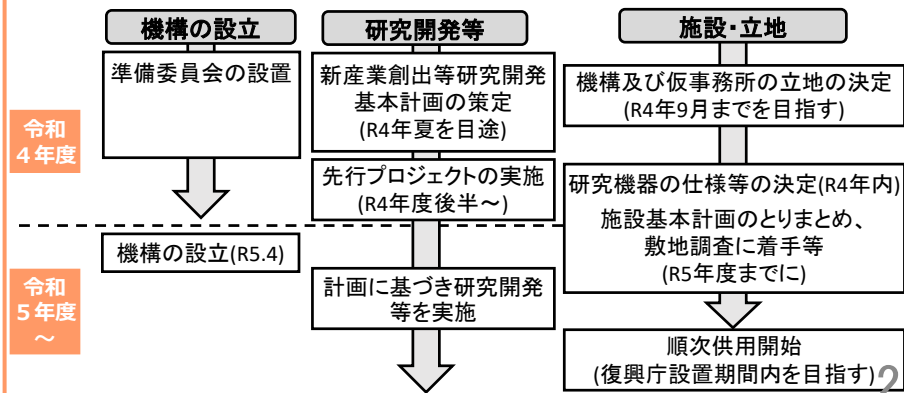
(1) 機構の施設

- 機構に必要な施設を新たに整備。敷地は10万㎡程度を想定。当初の施設整備は国が実施。
- 機構の設立時点で、職員数十名規模の仮事務所を設置。仮事務所においては、機構の施設が整備されるまでの間、中期計画に定める研究開発等、協議会の運営、施設整備に係る業務等を実施。

(2) 機構の立地

- 機構の施設及び仮事務所については、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえた福島県からの意見を尊重して国が決定。
- 立地の検討に当たっては、自然災害リスク、土地の形質・取得のしやすさなどの円滑な施設整備の観点、研究者にとつての生活環境、地元市町村の復興・まちづくり計画等との関係、地元の理解・協力等を考慮。将来、規模を拡大する必要が生じた際にも対応できるよう検討。隣接する地域において、民間企業の進出を含め、機構の地域への波及効果が十分に発揮できるよう留意。

今後のスケジュール(法律案が成立した場合)



産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

②福島国際研究教育機構における主な研究開発の内容

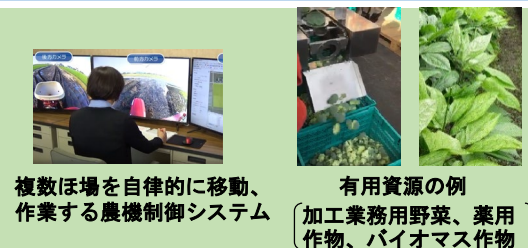
【①ロボット】

- 廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能な、
- 高い専門性・信頼性を必要とする作業を遠隔で実現する遠隔操作ロボットやドローンを開発
- 福島ロボットテストフィールドの活用等を通じて、性能評価手法の開発や海外機関等との連携も推進



【②農林水産業】

- 農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けて、
- 労働力不足に対応した生産自動化システム等の実証を推進
- 有用資源の探索・活用に必要な共用基盤を提供、企業ニーズに応じた試験栽培等を展開



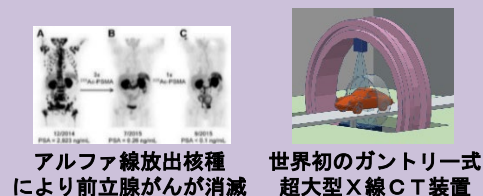
【③エネルギー】

- 福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とするため、
- 水素利用と再生可能エネルギー利用の最適なバランスを確立し、地産地消で面的に最大限活用する水素エネルギーネットワークを構築・実証
- 未利用地等を活用して世界最先端のネガティブエミッション技術（植物等による二酸化炭素の固定化）の実証・実装を推進



【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

- オールジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先端的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用を実現するため、
- アルファ線放出核種等を用いた新たなR I医薬品の開発など世界最先端の研究開発を一体的に推進
- 自動車、航空機体、風力発電ブレード等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化・モデル化して活用する技術を開発（ものづくりDX）



【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

- 自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献するため、
- 放射性物質の環境動態を解明・発信
- 国際機関との連携等により、福島復興に関して調査・研究・情報発信を行う



産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

②福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律について(概要)

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正の概要

（１）新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

（２）福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務**を行う。
- ② **主務大臣（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標（７年）を定める。**
 ※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構は、中期目標に基づき、中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- （１）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- （２）産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- （３）人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- （４）司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- （５）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- （１）司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- （２）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- （３）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- （４）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後８年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日 ： 令和４年６月１７日

③福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- チーム員は総勢279人（このうち国の職員は47人。2022年6月1日時点）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,700の商工業者及び約2,400の農業者を個別訪問する（2022年6月1日時点）など、**個々の事情に応じたきめ細かな支援**を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

北村 清士（株式会社東邦銀行 顧問）

＜福島相双復興官民合同チーム＞

公益社団法人
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福島県

原子力災害対策本部

(独)中小企業
基盤整備機構

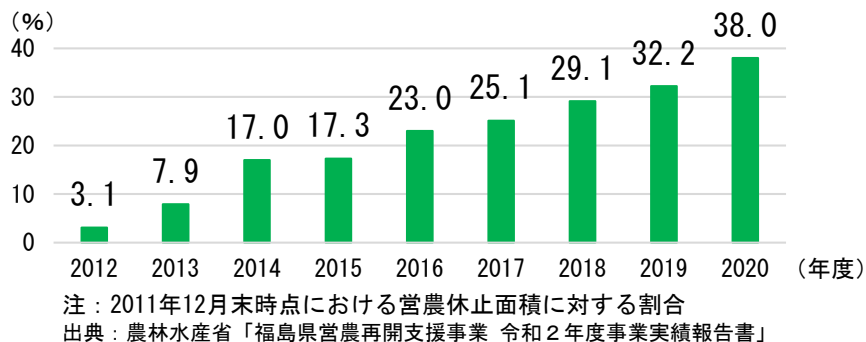
体制

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

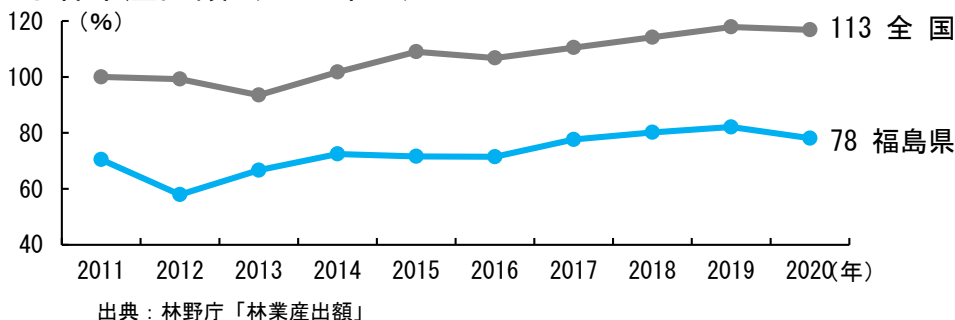
④福島県の農林水産業の再生について

- 農業分野：インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援してきたが、12市町村の営農再開面積は約4割にとどまる。これまでの取組に加え営農再開の加速化に向け、令和3年の福島特措法施行により、農地の大区画化・利用集積、6次産業化施設の整備の促進等のための措置を整備。IT技術等を活用したスマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開、広域的な高付加価値産地の創出を推進。
- 森林・林業分野：放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(ふくしま森林再生事業)を平成25年度から実施。「里山・広葉樹林再生プロジェクト」によるしいたけ等原木林の計画的な再生や特用林産物の産地再生に向けた取組の推進に加え、木材の安全証明体制構築のため放射性物質検査体制の構築やバーク(樹皮)の有効利用を推進する等、森林・林業の再生に引き続き取り組む。
- 水産業分野：漁港の復旧は完了。福島県漁業者は平成24年から開始した試験操業を、令和3年3月に終了し、同年4月から本格操業への移行に向けて、水揚量の回復を図っているところ。水揚げは徐々に回復しているものの原発事故前の2割程度。周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果などを踏まえながら、漁獲量の増大など本格操業への移行を支援。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対し引き続き支援。

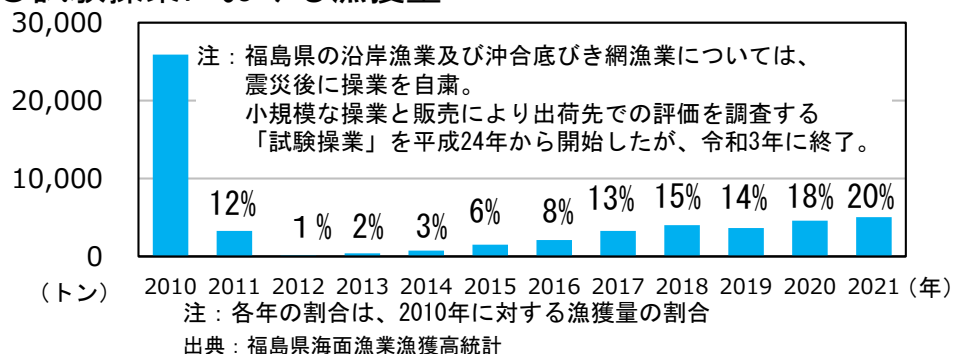
○被災12市町村の営農再開面積の割合



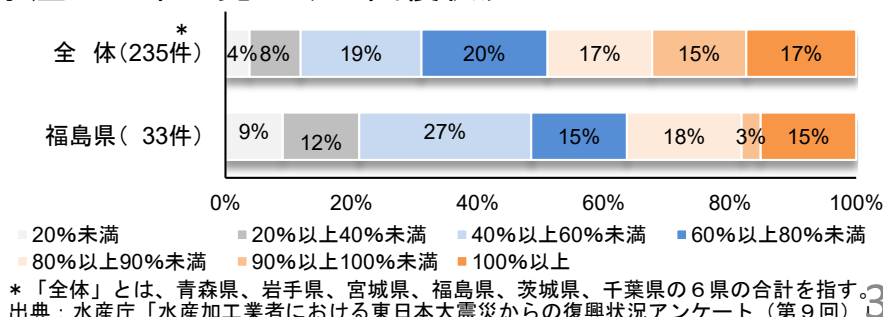
○林業産出額（2010年比）



○試験操業における漁獲量



○水産加工業の売上げの回復状況



産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

⑤里山再生事業について

- 2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
- 2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

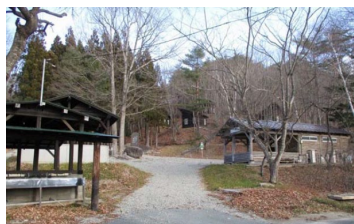
目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせることで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

対象

対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山
(森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



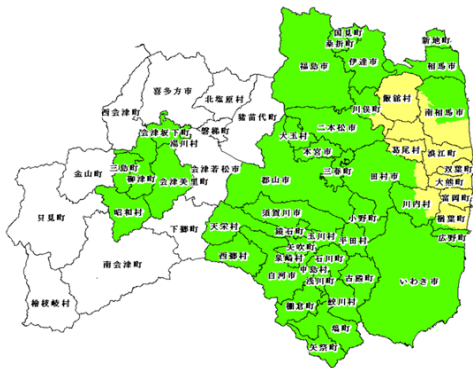
例：キャンプ場



例：遊歩道

対象地域

除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村



事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせる。

除 染

- 人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。

例：残渣除去の様子



森林整備

- 間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施

例：丸太筋工



線量測定

- 住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施

例：歩行サーベイ



その他

- 個々の事業地の実施期間は、概ね3年間とする。

風評被害対策

風評被害対策

①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、2021年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した風評対策タスクフォースにおいて、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。

概要

今なお続く風評の払拭に向け、① 福島県の復興の現状等を「知ってもらう」、② 福島県産品を「食べてもらう」、③ 福島県に「来てもらう」の3つの観点から、インターネット、SNS、ラジオ、テレビ等を活用した情報発信を実施。

主な取組

(1) 専用WEBサイト

- 復興庁WEBサイト「タブレット先生の福島の今」を開設し、復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農産物等の魅力を伝えるためのわかりやすいコンテンツを充実。



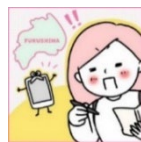
(2) FMラジオ番組「Hand in Hand」

- TOKYO FMで福島の風評払拭に向けた番組を放送。大都市圏（札幌・仙台・大阪・愛知・広島・福岡）や福島で放送。
(聴取者数 約70万人/回)



(3) マンガ

- 福島の復興の現状や放射線の正しい知識を伝えるマンガ3作品を公開。



(うち2作品については、英・中(英・簡)・韓)版も作成。)

(4) WEBゲーム「ふくしま旅スゴ」

- ウェブ上で福島全市町村をサイコロを振って巡り、各市町村に関するクイズと放射線に関するクイズに答えながらゴールを目指すすごろくゲーム。「あつまれどうぶつの森」で利用できる「あつ森マイデザイン」を配布。



(5) YouTube動画「おいしい福島」

- 福島県産農産物等の魅力と安全性について、分かりやすく、楽しく観られる動画をYouTubeで配信(14動画計730万回再生)。



(6) オンラインツアー

- 福島の海の魅力を釣りや料理を通じて体感できる一般参加型ツアーを開催(R3.11、参加者109名)。釣り雑誌、スポーツ紙などで発信。



釣り雑誌での展開

(7) イベントの開催

- 福島県内自治体等と連携し、大阪において食、観光など福島の魅力や復興の進捗を発信するイベントを開催(R4.3)。



(8) 海外に向けたTV番組の放送

「Magical Journey Fukushima」(NHK World)

- 美味しい水から造られる福島名産の日本酒や農産物、温泉等の魅力を紹介しつつ、検査の状況や被災からの復興の様子を紹介。

(9) 日本在留外国人インフルエンサーによる動画配信

- 浜通りを巡る旅の魅力を、英語、中国語で配信(R4.2)

風評被害対策

③「おいしい福島」～動画による福島県産農産物等の魅力と安全性の発信～

- 福島県が生産・販売に力点を置く農産物等を中心に、その魅力と安全性を短く、分かりやすく、かつ楽しく観られる動画を制作、YouTubeで配信。雑誌との連動企画も展開。
- 動画を観て福島県産農産物等に魅力を感じた消費者がすぐに購買行動に移すことができるよう、動画内や特設ページ上に福島県やJA全農が運営するインターネット通販サイトへのリンクを表示。



「おいしい福島」
特設サイト

14動画合計で**730万回以上再生** (R4.5時点)

概要

ポイント1：インフルエンサーの活用

[R3年度第1弾]
ぼる塾 (お笑い芸人)

YouTube
チャンネル登録者数 22.9万人
Instagram
フォロワー数 12.8万人
(田辺さん)



上：桃農家訪問編
下：桃スイーツ料理編



雑誌Hanakoとの連動企画

[R3年度第2弾]
あばれる君
(お笑い芸人)

YouTube
チャンネル登録者数 26.0万人
Twitter フォロワー数 26.8万人



ポイント2：楽しい内容としつつ安全性にも訴求



[R2年度発信 (10動画)]



第1弾
第2弾

リュウジさん
(料理研究家)



フォーリンデブはっしーさん
(ケルミンタテイナー)



第3弾
第4弾

ロバート馬場さん
(お笑い芸人)



さかなクン
(魚類学者、タレント)

ポイント3：購買行動の喚起



特設サイト

特設サイトページから
ネット通販サイトへの
リンク



風評被害対策

④科学的根拠に基づいた正確な情報の発信

概要

国内外に向けて、東京電力福島第一原発事故からの復興の進捗やALPS処理水の処分等について、**プッシュ型広告**等を活用して、**科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報を発信**。

主な取組

(1) 国内向け情報発信

○ ALPS処理水について説明する動画の配信

- ALPS処理水について**イラスト**を用いて**分かりやすく説明**した**チラシ**及び**動画**を公開。プッシュ型広告を実施。



○ 健康影響に関する風評を払拭するための動画の配信

- 福島第一原発事故による放射線の健康影響についての**国連機関UNSCEARの発表**を**有識者が分かりやすく解説**する動画を公開。プッシュ型広告を実（R3.12）。



話し手
坪倉正治 福島県立医大教授

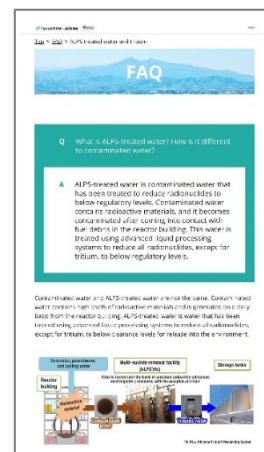
○ オンラインツアー

- 福島第一原発の「廃炉」の今を知る一般参加型ツアーを開催（R4.2、当日視聴者（延べ人数）：1194名）。

(2) 国外向け情報発信

○ ポータルサイト「FUKUSHIMA UPDATES」

- 外国人のよくある疑問に対し、Q&Aにより**分かりやすく解説**するポータルサイト「FUKUSHIMA UPDATES」を開設。
- ALPS処理水に関するQ&A（英、韓、中（繁・簡））**を追加。



「FUKUSHIMA UPDATES」
FAQページ

○ 積極的な情報発信

- 「復興の現状」「ALPS処理水」「食・観光の魅力」について、以下を実施。

- 欧米紙（Financial Times）**による記事広告（R4.2）
- YouTube動画**の配信・プッシュ型広告の展開（R4.2）



欧米紙（Financial Times）
記事広告

風評被害対策

⑤ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ(概要)

考え方

- ① 安全性のみならず、**消費者等の「安心」につなげる**ことを意識しつつ、**届けて理解してもらう情報発信**を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、**地元の声をしっかり聴いて**対応する。
- ③ **輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に**対応する。
- ④ **継続的に状況等を把握**し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策（概要）

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

- (1) **正確で分かりやすい情報発信の積極的展開**
 - ・ 詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすい動画を発信
 - ・ 海域モニタリング結果を発信 等
- (2) **消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備**
 - ・ ウェブ上でのプッシュ型広告を可能な限り活用
 - ・ インフルエンサーによる東京電力福島第一原発等視察を強化
 - ・ ポータルサイト「Fukushima Updates」において、国内外の消費者等が関心度合に合わせて情報を入手できる環境を整備 等
- (3) **消費者等の安心につながる取組の展開**
 - ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
 - ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
 - ・ 放射線専門家や料理人等を起用
 - ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を検討
 - ・ 旅行会社に対して業界団体の広報誌やメールマガジンを活用し情報発信 等
- (4) **教育現場における理解醸成に向けた取組の強化**
 - ・ 放射線副読本を活用した出前授業や教職員研修を実施 等
- (5) **政府一体となった施策実施体制の構築**
 - ・ 関係府省庁の担当者をメンバーとして、一体的に施策実行を担う府省庁横断的な体制を構築

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

- (1) **福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援**
 - ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討・実施 等
- (2) **実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施**
- (3) **アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化**

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

- (1) **各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応**
 - ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
 - ・ 「Fukushima Updates」にALPS処理水に関するFAQを追加
 - ・ 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等
- (2) **海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい**
 - ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
 - ・ 輸入規制国の報道関係者の現地視察 等
- (3) **国際機関との緊密な協力**
 - ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関（IAEA、OECD/NEA）と緊密に協力した情報発信
- (4) **輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明**
 - ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等
- (5) **国際会議・イベント等あらゆる機会の活用**

4 国内外の状況を把握し、臨機応変に発信

- (1) **ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握**
 - ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内の消費者や海外の消費者を対象としたインターネット調査により継続的に把握
- (2) **風評影響の把握**
 - ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
 - ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析
- (3) **風評構造の分析**
 - ・ 的確な風評対策とすべく、風評の構造（メカニズム）等を分析するとともに、これまで実施した取組の効果測定や評価分析を実施

福島復興関連法制度・予算

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備等
・最終処分に向けた減容・再生利用等・特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

福島復興再生特別措置法(福島復興再生計画関係)概要

(公布:2012年3月31日、改正:2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日、2022年5月27日)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（閣議決定）

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画（県知事が作成・内閣総理大臣が認定）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ①県等が管理する道路等の工事を国が代行
 - ②公共施設の清掃等を国が実施
 - ③事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
 - ④（特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施 等
- ※特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画（市町村長が作成・内閣総理大臣が認定）に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ①帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ②一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、(公社)福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ・風評払拭への対応（農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等）
- ・風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
 - ①ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ②福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
 - ③(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について(概要)

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する**研究開発等に関する基本的な計画**を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正案の概要

（１）新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画を定める。**
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう定める。**

（２）福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う。**
- ② **主務大臣（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標（７年）を定める。**
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構は、中期目標に基づき、中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可を受ける。**
- ④ **主務大臣は、毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価を行う。**
- ⑤ **主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない。**
- ⑥ **福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する協議会を組織する。**

福島国際研究教育機構の業務

- （１）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- （２）産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- （３）人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- （４）司令塔機能：**協議会の設置・運営や協議会の構成員との連携・調整**
- （５）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- （１）司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求めることが可能**。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- （２）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- （３）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- （４）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

＜福島復興再生基本方針の改定＞

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定）。
- 令和2年6月の福島特措法の改正（令和3年4月施行）を受け、改正法に基づく施策等を盛り込んだ新たな基本方針を示し、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。
※福島県知事が新たに作成し、内閣総理大臣が認定する福島復興再生計画は、本方針に即して作成される。

＜改定後の各取組の概要＞

※赤字は改定前の基本方針からの主な変更箇所

●避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、 新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進 、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・ 移住等 環境整備推進法人制度
●特定復興再生拠点区域の復興・再生	・帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）
●安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
●原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（ 課税の特例、国内外における風評の払拭 、商品の販売等の不振の調査等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
●新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・福島イノベーション・コースト構想（ 課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣 ）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、 国際教育研究拠点の整備 、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
●関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
●その他福島の復興・再生に関する基本的事項	・鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

1 法の経緯及び目的

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行。
- 被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援施策を網羅的に講ずべき地域
＝「支援対象地域」
(放射線量が20mSv未満で一定の基準以上の地域)



法に基づく基本方針(H25.10.11閣議決定)において、
原発事故後、相当な線量が広がっていた
「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」
を設定。

※基本方針改定(H27.8.25)時に、線量は大幅に低減しているが、被災者の帰還や避難先への定住の判断には一定の期間を要するため、当面、支援対象地域の縮小はしないこととした。

3 支援施策の概要

- 放射線による健康への影響調査
・県民健康調査
- 住宅確保の支援
・公営住宅の入居円滑化措置
- 移動の支援
・原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置
- 子どもの就学等の援助・学習等の支援
・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

等



福島復興・再生に向けた令和4年度当初予算のポイント

○さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

1. 長期避難者の支援、帰還・移住等の促進等 【1,248億円（1,448億円）】

○福島再生加速化交付金 【701億円（721億円）】

地方自治体等に対して、「長期避難者への支援から帰還加速のための環境整備」の施策等を一括して支援することにより、福島のインフラ整備等を実施するとともに、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を推進。

○特定復興再生拠点整備事業 【445億円（637億円）】

帰還困難区域の特定復興再生拠点到に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【88億円（91億円）】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

○特定復興再生拠点区域外に係る調査等事業【14億円（新規）】

特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向け、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう取組を実施。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり） 【786億円の内数（903億円の内数）】

- ・被災者支援総合交付金【115(125)】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【25(46)】※
- ・社会資本整備総合交付金（復興）【103(77)】※
- ・災害復旧事業【85(161)】※
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【17(17)】※
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【26(34)】※
- ・地域医療再生基金【29(54)】

等

3. 安全・安心な生活環境の実現等 【3,165億円の内数（3,177億円の内数）】

①汚染廃棄物等の適正な処理【3,006億円の内数（3,014億円の内数）】

- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【271(253)】
- ・中間貯蔵施設の整備等【1,981(1,872)】

等

②地域の生活環境の改善等 【159億円の内数（163億円の内数）】

- ・福島県浜通り地域等の教育再生【6(6)】
- ・鳥獣被害対策：帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】及び「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」（再掲）の内数

等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等 【540億円の内数（636億円の内数）】

①地域経済の再生等 【376億円の内数（494億円の内数）】

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【141(215)】
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【30(44)】
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業【52(52)】
- ・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化【1(1)】

等

②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【103億円（78億円）】

- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業【76(75)】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(1)】
- ・国際教育研究拠点推進事業【25(新規)】

③風評払拭・農林水産業・観光関連【61億円の内数（64億円の内数）】

- ・福島県における観光関連復興支援事業【5(3)】
- ・ブルーツーリズム推進支援事業【3(新規)】※
- ・福島県農林水産業復興創生事業【41(47)】
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策【20(20)】

（一部、「福島再生加速化交付金」の内数の再掲）

等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、**4,452億円**（令和3年度予算4,673億円）。「創造的復興」の総額は、**157億円**（令和3年度予算132億円）。

（備考2）※の概算決定額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

令和4年度概算決定
【○○○】 令和3年度
当初予算
※単位：億円